2015 年(平成 27 年)5 月 1 日発行

東やまと　まちづくりニュース

「東やまとまちづくりニュース」は、市民と行政の協働の都市づくりを目指す「東大和市都市マスタープラン」の実現に向けて、市民の皆さんに都市づくりの情報をお知らせしています。

NO. 34

「東大和市都市マスタープラン」改定のお知らせ

東大和市　都市建設部　都市計画課
０４２－５６３－２１１１　内線１２５５
http://www.city.higashiyamato.lg.jp

『東大和市都市マスタープラン』を改定しました！！

市は、都市づくり分野における総合的な指針となる「東大和市都市マスタープラン」を平成 27 年３月に改定しました。

改定にあたり、市民意識調査や地域別懇談会等を通じて、市民の皆様から貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

今後も引き続き、『東大和市都市マスタープラン（改定）』に掲げた方針の実現のために、市民の皆様との協働により街づくりを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

①改定の目的

市では、平成12年3月におおむね20年間を計画期間とする東大和市都市マスタープランを策定しましたが、策定から十余年が経過し、少子高齢化の進展や東日本大震災の発生など、行政を取り巻く環境も大きく変化してきました。また、平成24年度に第四次基本計画、住宅マスタープランを策定したことなど、他の行政計画等との整合が求められていました。

このため、第二次基本構想・第四次基本計画及び関連計画における都市づくり方針等を踏まえるとともに、東日本大震災の経験を踏まえた災害に強い都市づくり、「景観法」の施行を踏まえた景観に配慮した都市づくりなど、現行計画策定後からの状況変化などを加味した見直しを行い、平成27年度からの本市における都市づくりの新たな指針とするために、都市マスタープランを改定しました。

②改定の経過

平成 25 年度

現行計画の検証・都市の現況把握 → 庁内検討委員会（1回目）・改定懇談会（1回目） → 市民意識調査 → 課題の整理 → 庁内検討委員会（2回目）・改定懇談会（2回目） → 地域別懇談会（1回目） → 庁内検討委員会（3回目）・改定懇談会（3回目）

平成 26 年度

地域別懇談会（2回目） → 庁内検討委員会（4回目）・改定懇談会（4回目） → 地域別懇談会（3回目） → 庁内検討委員会（5回目）・改定懇談会（5回目） → 市民意見募集 → 東京都に意見照会 → 庁内検討委員会（6回目）・改定懇談会（6回目） → 東大和市都市マスタープラン改定

- 都市計画審議会（報告）
- 都市計画審議会（報告）
- 都市計画審議会（報告）
- 都市計画審議会「諮問・答申」
- 市議会全員協議会（説明）

③都市マスタープランとは？？

【位置づけ・性格】

■都市マスタープランは、都市計画法第 18 条の２の規定に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、用途地域等の指定や都市施設整備といった具体的な都市計画等の指針となるよう、市の都市づくりの将来像を描いたものです。

■都市計画（都市づくり）分野においての、市の上位計画となります。

■都市マスタープランは、市の総合計画に即しており、その目標を実現するための都市づくり分野における総合的な指針となるもので、このプラン自体が法的拘束力を持つものではありません。

■東大和市の都市づくりは、この方針に沿って進められ、市民も事業者も、この方針に沿った都市づくりが求められます。

【計画の目標年次】

平成 27 年度から 10 年間を計画期間とし、平成 36 年度を目標年次とします。

【人口の規模】

	現況（平成 26 年度）	目標年次（平成 36 年度）
人口	85,382 人	90,000 人

※現況の数値：住民基本台帳の４月１日現在
目標年次の数値：想定値

都市マスタープランの体系図

④東大和市都市マスタープラン（改定）の構成

序論	・改定の目的、改定に当たっての前提条件、計画の目標年次と人口・市街地規模を示しています。
Ⅰ．計画の背景	・東大和市の概況や、市民の声、時代の潮流変化を踏まえ、現在の都市づくりの課題と改定の考え方を示しています。
Ⅱ．全体構想	・課題や改定の考え方を踏まえ、東大和市の都市づくりの理念、将来像、都市の構造、分野別都市づくり方針を示しています。
Ⅲ．地域別の街づくり方針	・市域を８地域に分け、それぞれの地域の特性の応じた将来像を掲げ、その実現に向けた施策の方針を示しています。
Ⅳ．実現に向けて	・都市づくりを実践するため、市民と行政の協働の都市づくり、都市づくり諸制度の活用などを示しています。

⑤全体構想のポイント

〈都市づくりの理念〉

身近な生活空間の質的充実を基本に、
後世に誇れる個性と活力のある生活都市を目指し、
市民と行政が協働で都市づくりを進めます。
～多摩湖をシンボルとした自然環境に恵まれた住宅都市の実現～

①身近な生活空間の質的充実に努めます。
これからの成熟社会では、蓄積された社会資本の適切な管理とともに、市民生活にうるおいをもたらす環境整備が重要であり、身近な生活空間を質的に充実させる都市づくりに努めます。

②後世に誇れる都市の個性と活力の創出に努めます。
優れた自然環境である多摩湖や狭山丘陵、野火止用水の環境資源の保全を図るとともに、本市の魅力としてアピールし、市民が楽しめる場、また、市外の人も含め、交流し合える場となる拠点づくりを行い、地域にふさわしい活力を引き出せるような都市づくりに努めます。

③市民と行政による協働の都市づくりに努めます。
都市の成長とともに市民のまちづくりへのニーズは多様化・高度化してきています。市民と行政の情報の共有化に努め、計画づくりから実現に向けて連携を取り合う、協働の都市づくりに努めます。

〈都市の将来像〉

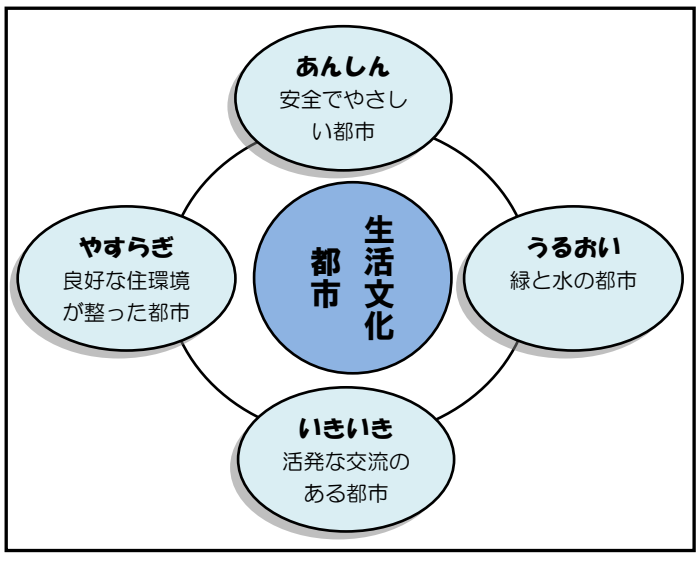

⑥主な改定内容

関連項目【都市づくりの理念】
新たにキーワードを追加しました。
●多摩湖をシンボルとした自然環境に恵まれた住宅都市の実現

関連項目【都市の将来像】
新たにキーワードを追加しました。
●あんしん＝安全でやさしい都市

関連項目【生活心形成の方針】
新たに生活心を追加しました。
●桜街道駅周辺

『東大和市都市マスタープラン（改定）』の内容については、次の方法でご覧いただくことができます。

①市公式ホームページ（ホーム→市政案内→まちづくり→都市計画全般→「東大和市都市マスタープラン（改定）」）からダウンロードする
②都市計画課窓口（市役所２階）、市政情報コーナー（市役所３階）又は中央図書館で閲覧する
★都市計画課窓口で、貸し出し及び販売も行っています。